

# マイナンバーカードと健康保険証の 一体化に関する制度説明

（「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」のご案内）

東京都農林漁業団体健康保険組合

# 目次

- 01 マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）…………… P.3
- 02 「資格情報のお知らせ」…………… P.4
- 03 「資格確認書」…………… P.6
- 04 健康保険証廃止に向けたスケジュール…………… P.8
- 05 (参考)マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書について…………… P.9
- 06 (参考)マイナ保険証利用のフローチャート…………… P.10
- 07 事業主の皆様へのお願い…………… P.11

# 01.マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）

**令和6年12月2日以降、新規（再交付含む）に健康保険証は交付されません。**

令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！（原則）

## 【マイナ保険証のメリット】

- ・ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ・ 就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。
- ・ 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- ・ マイナポータルで医療費通知情報等を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ・ 患者が医療関係者と診療・薬剤情報を共有することで、正確でより良い医療を受けられ、投薬の重複を避けることができます。

## 【従来の健康保険証について】

現在お持ちの健康保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日までご利用いただけます。令和7年12月1日までに資格喪失した場合は返納してください。

※令和7年12月2日以降は返納不要です。

## 02.「資格情報のお知らせ」

### 「資格情報のお知らせ」の送付 個人番号下4桁あり

国の方針に基づき、マイナンバーの総点検を経て加入者の情報が正確に登録されていることをご本人にお伝えすることにより、全ての方に**安心してマイナ保険証を利用いただくことを目的として送付**します。この通知は**1度限り**行います。

※紛失・記載内容変更等における再発行はいたしません。

※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」からでも確認できます。（マイナポータルはPDFダウンロードも可）

#### 【対象者】

令和6年7月31日時点における全ての加入者

#### 【送付方法】

事業主経由で送付・任意継続者は個人宛で送付

#### 【送付時期】

令和 6年9月12日（予定） **（P.8スケジュールの「I」）**

### 「資格情報のお知らせ」の送付 個人番号下4桁なし（P.8スケジュールの「II-1」及び「II-2」）

令和6年12月2日以降、健康保険証の交付が廃止されることに伴い、新規加入者が自身の資格情報等を簡易に把握することを目的に、個人番号下4桁なしの「資格情報のお知らせ」を交付します。なお、後述の「資格確認書」を交付した方には「資格情報のお知らせ」は交付いたしません。

※紛失・記載内容変更等による再発行はいたしません。

※上段記載の対象者を抽出した日以降に資格取得・認定等をされた方については、令和6年12月2日以降一斉に**個人番号なし**の「資格情報のお知らせ」を送付予定です。

# 02.「資格情報のお知らせ」

## 「資格情報のお知らせ」のイメージ

(整理番号) XXX XXX XX  
(種別)ご本人(被保険者)様/ご家族(被扶養者)様

佐藤 太郎 様

(保険者名)  
(保険者番号)

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりですのでご確認ください（12桁のうち下4桁のみ表示）。

表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**1** \*\*\*\* \* 6825

右を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
(保険者名)  
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

**2**

**1** マイナンバーの下4桁が記載されています。

健保に登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※P.8スケジュールの「I」

**2** 「資格情報のお知らせ」です。

令和6年12月2日から以下の場合に利用できます。

給付金等の  
申請時に！

●健康保険の各種給付金等の申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。

医療機関等  
の受診時に！

●機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、このお知らせと併せて提示することで、今までどおり受診できます。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。

※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」からでも確認できます。（マイナポータルはPDFダウンロードも可）

## 03.「資格確認書」

### 「資格確認書」の交付

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ保険証を取得していても諸事情（施設や介助者に預ける場合など）により利用できない方、マイナ保険証利用登録をしていない方等は、健保から交付される資格確認書を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

#### 【令和6年12月2日以降の新規加入者】（P.8スケジュールの「Ⅲ-1」）

資格取得届などによる本人からの申請に基づき、事業主を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に交付します。

任意継続被保険者は健保から直接本人へ交付します。

#### 【令和6年12月1日以前の加入者（現在の健康保険証をお持ちの方）】

#### （P.8スケジュールの「Ⅲ-2」）

国から提供されるマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナンバーカードを保有していない方等に一斉交付します。（令和7年11月頃予定）

※今後、国から資格確認書に関する詳細が示される予定であるため、申請方法等の詳細は別途ご案内いたします。

# 03.「資格確認書」

## 「資格確認書」のイメージ

- サイズ・形状は健康保険証と同様、材質ははがせるタイプの厚紙です。
- 有効期間は令和9年12月1日です。有効期間を経過した資格確認書は回収不要ですが、**期間内に退職等で資格喪失された場合は回収が必要です**
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです。

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者記号、番号、枝番</li> <li>・ 氏名、性別、生年月日</li> <li>・ 資格取得年月日、交付年月日</li> <li>・ 被保険者氏名（被扶養者のみ）</li> <li>・ 有効期限</li> <li>・ 保険者番号、保険者名、保険者所在地</li> </ul>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所欄</li> <li>・ 備考欄</li> <li>・ 注意事項欄</li> <li>・ 臓器提供意思表示欄</li> </ul>

### レイアウトイメージ

(表 面)

健 康 保 険 資 格 確 認 書	本人(被保険者)	発行No.1000001
記 号	9999	令和 8 年 12 月 31 日交付
	番 号	9999999 (枝番) 99
氏 名	農林 花子	
性 別	女	
生 年 月 日		平成 99 年 99 月 99 日
資 格 取 得 年 月 日		令和 99 年 99 月 99 日
有 効 期 限		令和 99 年 99 月 99 日
保 険 者 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8	TEL 99-9999-9999
保 険 者 名 称	東京都農林漁業団体健康保険組合	印
保 険 者 所 在 地	東京都渋谷区代々木2-10-12	

(裏 面)

住 所	<input type="text"/>
備 考	<input type="text"/>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>[特記欄： 署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)： ]</p>	

# 04.健康保険証廃止に向けたスケジュール



12月2日  
健康保険証新規交付廃止

12月1日  
健康保険証経過措置終了

※2 職権交付事由：マイナンバーカードを保有していない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方、マイナ保険証の利用登録を解除した方、マイナンバーカードを返納された方に、申請なしに組合から交付いたします。

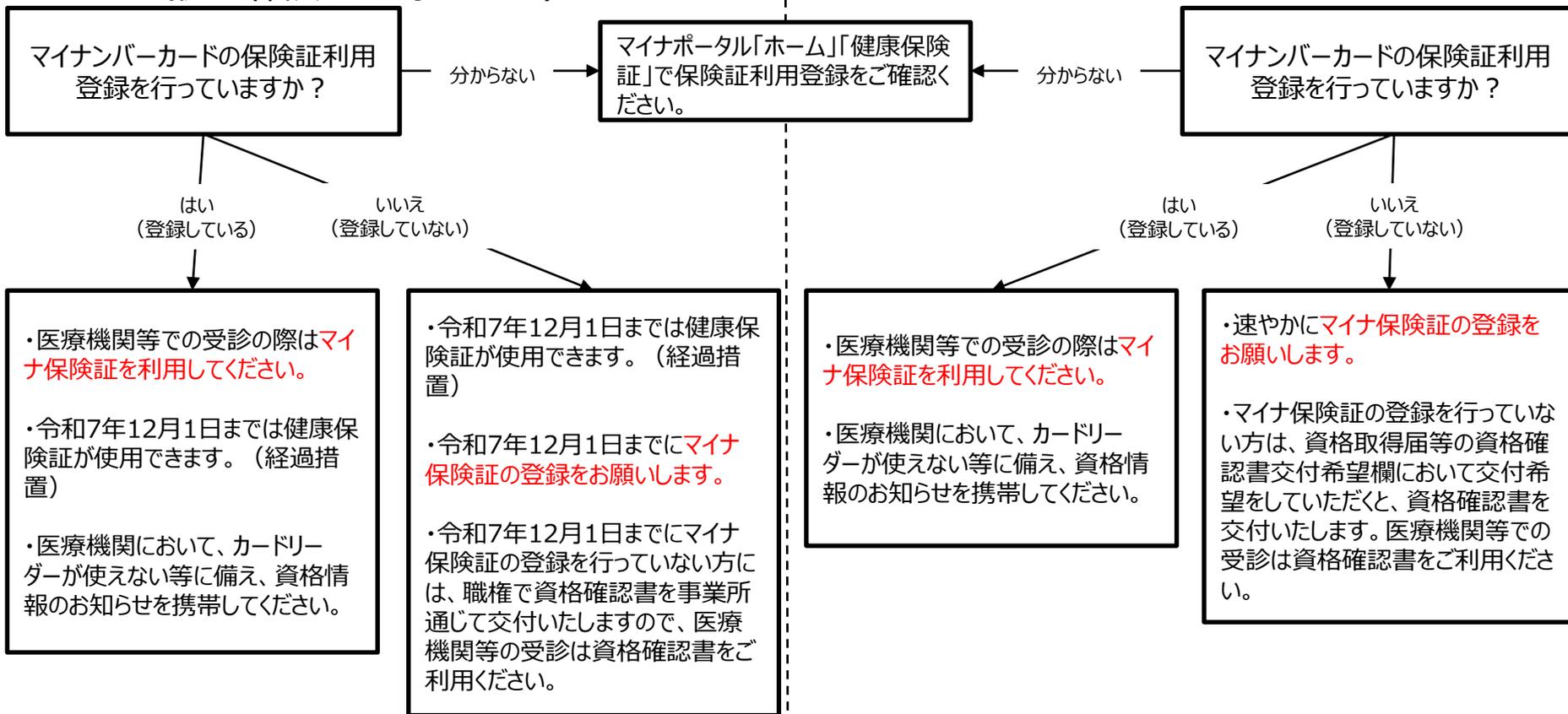
# 05.(参考)マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書について

名称	形状	取得方法	使用機会	使用方法	管理方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で管理</li> <li>①マイナンバーカードの更新（10年）</li> <li>②電子証明証の更新（5年）</li> </ul>
資格情報のお知らせ	厚紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得時に交付（R6.12.2以降）</li> <li>・既加入者には令和6年9月（一部の方は令和6年12月以降）に交付予定</li> <li>※マイナポータルで確認できる「あなたの健康保険証等情報」でも代用可能</li> </ul>	<p>カードリーダーが使えない医療機関等を受診するとき</p> <p>※機器やICチップの不具合等を含む</p>	<p><b>マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方</b>を医療機関等に提示</p> <p>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</p>	回収、返却の義務なし
資格確認書	カード型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規加入者は原則資格取得届等提出時に申請（R6.12.2以降発行）</li> <li>・既加入者はマイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーが未登録の方などに職権で交付（R7.11頃予定）</li> </ul>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等に提示	資格喪失者の有効期限内のものは回収、返却義務あり

# 06.(参考)マイナ保険証利用のフローチャート

＜令和6年12月1日**以前**の加入者  
(健康保険証をお持ちの方)＞

＜令和6年12月2日**以降**の新規加入者＞



※ **マイナ保険証**とは、マイナンバーカードをマイナポータルや医療機関等で健康保険証としての利用登録を行ったもの。

※ 資格情報のお知らせは、事業主経由で送付 又は 組合から直接本人へ送付します。

切り取って携帯していただくか、[マイナポータルから確認できる「わたしの情報」をPDFダウンロードしてください。](#)

# 07.事業主の皆様へのお願い

## 【マイナンバーの届出について】

1. 最新の資格情報で医療機関を受診するためには、**マイナンバーの登録が必須**です。資格取得届および被扶養者異動届は、事由発生から5日以内にご提出いただくとともに、**マイナンバーと氏名・生年月日・性別・住民票登録住所を正確にご記入いただきますようお願いいたします。**
2. 上記1. の**届出を受領後、健保組合がデータ登録を完了することで、マイナンバーカードによる受診が可能**となります。  
(**データ登録完了には概ね届出受領後5日**を見込んでいます)
3. 上記1. の届出にマイナンバーが正確に記載されていない場合には、以下の点にご留意ください。
  - ・法令上、マイナンバーの記載が求められていることから、別途ご提出をお願いします。
  - ・データ登録完了には相当期間を要する場合があります。
  - ・データ登録完了までの間はマイナ保険証がご利用いただけません。

## 【資格確認書について】

1. 令和6年12月1日までの加入者で、マイナ保険証を登録されていない方には、令和7年11月頃に資格確認書を事業所宛に郵送することになるため、その後の“**加入者への配布作業が必要**”となります。多くの資格確認書を配布いただくのは、事業所のコスト・事務負担にもなるため、引き続きマイナ保険証の利用促進にご協力いただきますようお願いいたします。  
※なお、現在お持ちの健康保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日までご利用いただけます。
2. 資格確認書の有効期限内に資格喪失された場合は、資格喪失届及び被扶養者異動届と併せて資格確認書を返納していただくこととなりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。